

概要版

第 3 期

松崎町子ども・子育て支援事業計画

【令和 7 年度～令和 11 年度】

未来へつなごう 子育ての輪



令和 7 年 3 月
松崎町

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

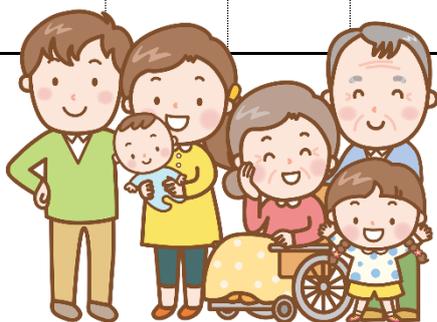
わが国の少子化は急速に進行しており、本町においても令和5年10月1日現在の総人口は5,565人（静岡県市町別推計人口）、そのうち年少人口は367人で、平成17年の年少人口（927人）と比べると560人の減少となっています。依然として、少子化には歯止めがかからず、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感、晩婚化と非婚化などが少子化の理由として挙げられています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むことで、子育てに関する悩みや不安を抱え込みやすい状況にあるなど、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況も変化し続けています。

本町では、次の世代を生きる子どもたちのために、令和2年3月に「第2期松崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「未来へつなごう 子育ての輪」を基本理念に、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において、次代を担うすべての子どもたちが、心も体も健やかに育つ環境づくりを推進してきました。

そして、「第2期松崎町子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度で終了することから、これまで展開してきた施策・事業を評価し、本町における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題を踏まえ、令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とする「第3期松崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本町の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、さまざまな状況の変化に対応するため、本町においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。



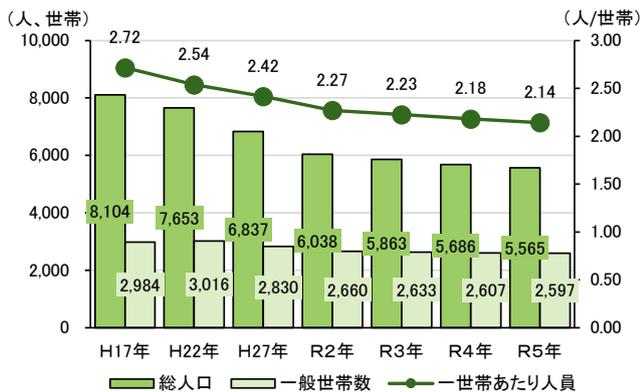
子ども・子育てを取り巻く現状

(1) 人口、世帯の推移

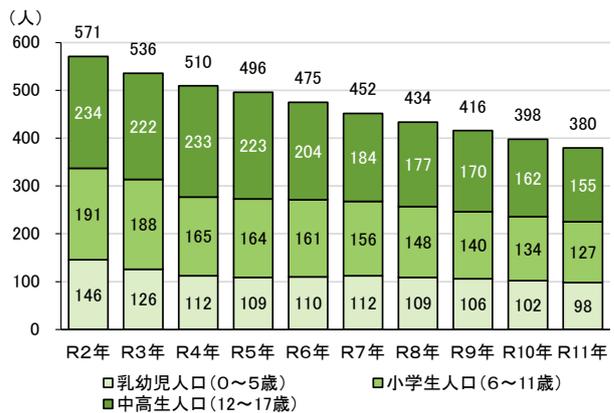
本町の人口は令和5年10月1日現在（静岡県市町村別推計人口）、5,565人になっています。また、児童人口は、乳幼児人口（0～5歳）が110人、小学生人口（6～11歳）が161人、中高生人口（12～17歳）が204人の構成になっています。

人口は年々減少しており、総人口は平成17年と比較し18年間で2,539人減少しています。これまでの推移から、本町の児童人口を推計すると、令和11年には、乳幼児人口が98人、小学生人口が127人、中高生人口が155人になると予想されます。

◆人口、世帯数の推移

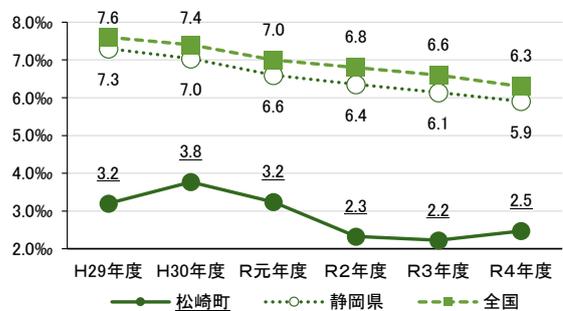


◆児童人口の推計



(2) 出生率

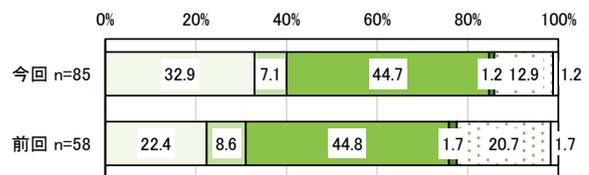
本町の出生率（人口1,000人に対する出生数）をみると、令和4年度は2.5人で、令和元年度までは3人台で推移していましたが、令和2年度に2人台に減少しました。静岡県、全国と比較すると、令和4年度は、静岡県を3.4ポイント、全国を3.8ポイント下回っています。



(3) 母親の就労状況

今回実施したアンケート調査結果によると、母親の就労状況については、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が44.7%と最も多く、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が12.9%と続いています。

前回調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の比率が10.5ポイント増加しています。



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答



計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子ども」、「親」、「地域」が輪になって、未来へつなぐ子育て社会づくりを目指し、本町の子ども・子育ての基本理念を「未来へつなごう 子育ての輪」と掲げ、計画を推進します。

2. 基本目標

基本目標 1 子育て家庭を支援するための環境づくり

社会の変化とともに、子育てや仕事に対する意識が変化し、子どもを生ま育てる考え方も多様化しています。こうした変化に柔軟に対応し、子育て家庭を支援する環境づくりをより一層推進していきます。保護者や家庭が抱える子育てに対する不安や負担感の軽減を図るため、相談機関の拡充や、子育てに関する情報が広く伝わるネットワークの充実を推進します。

基本目標 2 子どもを健やかに育てるための環境づくり

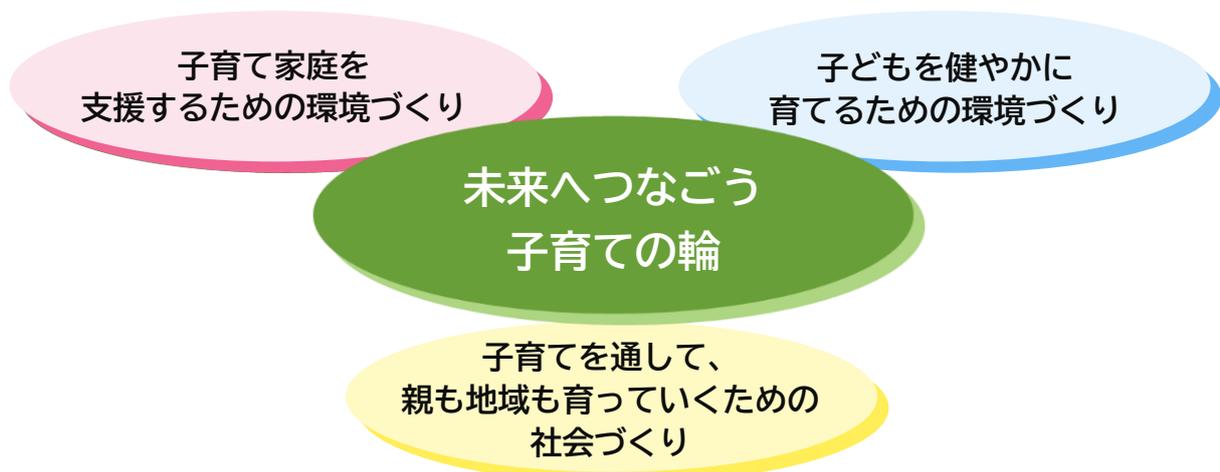
すべての子どもが健やかに生まれ、成長できる社会を実現させるために、安全かつ安心できる妊娠・出産支援や育児に対する不安軽減のための相談支援、子どものさまざまな疾患の予防などに対する健康相談、健康診断、予防接種などの事業を展開します。

さらに、子どもたちの事故防止対策や防犯対策の推進、児童虐待の発生予防など、妊娠・出産から思春期までの切れ目のない支援体制を強化し、総合的な支援の推進を図ります。

基本目標 3 子育てを通して、親も地域も育っていくための社会づくり

地域住民一人ひとりが、地域全体で子育てをしていくという意識を持ち、みんなで支え合う体制をつくっていくため、子どもの人権を尊重する意識や地域ぐるみの子育て意識、夫婦間における子育て意識などを町民に啓発するとともに、地域ボランティアによる子育て支援、子育て相談など、地域支援活動の促進を図ります。

◆基本理念と3つの基本目標



基本目標 1 子育て家庭を支援するための環境づくり

(1) 子育て支援サービスの充実

子育て家庭がゆとりを持って、安心して子育てを行うことができるための環境づくりを進めるため、子育て相談体制、交流活動の充実、保育所での保育サービスの充実など、子育て支援サービスの基盤をより一層充実させていきます。

(2) 保育サービスの充実

今後、安定した受入れ体制を確保するため、保育園と連携して保育士の確保に努めます。また、現在、児童館で実施している放課後児童クラブについても、安定した受入れ体制を確保するため、職員体制の調整・人数確保に努めます。

(3) 子育て支援ネットワークづくり

子育てに関する悩みがますます複雑かつ多様なものになることが予測されるなか、現行の施策による支援をより充実させ、子育て中の親を支えるためのネットワークづくりを引き続き推進し、安心して子どもを産み育てるための地域づくりにつなげていきます。

(4) 公的助成制度の充実

妊娠・出産から社会人になるまでにかかる教育費をはじめとする子育て費用が、依然として親にとって大きな負担となっており、経済的な支援がますます重要になっています。子どもを産み育てることに対する経済的な不安を軽減し、すべての家庭が安心して出産・子育てできるよう、これまでの子育て家庭に対する各種施策を実施するとともに、経済的支援の充実を図っていきます。

(5) 事業主などへの啓発

町内の企業に対して、育児休業制度や労働体制の見直し、働き方改革の推進などについての啓発活動を強化し、父親、母親がともに子育てに積極的に関わることができるようにします。また、Uターン就職などの推進や企業の誘致についても積極的に推進していきます。

(6) 保育園の整備

母親の就労意向の高まりに伴う保育ニーズの増加に加え、共働き世帯やひとり親家庭の増加や働き方の多様化により、保育ニーズはますます多様化しています。このような変化に対応できるよう、必要量の確保とともにサービスの内容、質を確保、施設の環境整備、保育士等の人材確保が求められています。

(7) 幼稚園の整備

幼稚園は、就学前の教育の場として充実を図り、保育とともに小学校教育への円滑なつながりを重視した幼・保・小の連携強化が一層重要になっています。これにより、子どもたちがスムーズに学びの場へ移行できるよう支援し、個々の発達段階に応じた適切な教育・保育を提供することが求められています。



基本目標2 子どもを健やかに育てるための環境づくり

(1) 子どもや母親の健康の確保

子どもの健やかな成長のために、病気の早期発見・早期治療を目的とした乳幼児健診の充実を図ります。

また、母子保健、福祉、教育、医療分野間の連携のもと、子どもが健康的な生活を送れるよう、個別の相談支援の実施や支援体制の強化を進めます。

(2) 小児医療体制の充実

関係機関との協議を行い、休日・夜間を含む乳幼児の急患に対応するために、賀茂圏域の小児救急医療体制の充実を図ります。

(3) 思春期の保健対策

小・中学校等での指導を通じて、性や喫煙、薬物などに関する知識の普及を図り、青少年期における子どもの健全な発達を促進します。

(4) 児童虐待防止対策

民生委員や教職員をはじめとする地域の関係機関と連携し、虐待のおそれのある親への相談支援や虐待の早期発見と予防のための体制強化を図ります。

(5) 子どもの安全確保と事故防止対策

保育園・幼稚園、小学校などで交通安全教室を実施し、子どもの交通安全の確保に努めるとともに、町内の道路などを点検し、子どもにとって危険な箇所への補修・修繕を行います。また、防犯パトロールや地域住民による見守りなどの防犯対策、情報社会における健全な成長に向けた支援の充実を図ります。

基本目標3 子育てを通して、親も地域も育っていくための社会づくり

(1) 地域の子育てに関する活動の推進

放課後や週末などに、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べる学習の機会やさまざまな体験活動、地域住民との交流活動などの充実を図り、子どもや大人がいろいろな機会を通じて触れ合える環境を築きます。

(2) 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会の実現に向けて、性別に関わらず、誰もが社会参加し、家庭においても積極的に役割を担えるよう、啓発活動や情報提供を推進します。

(3) 遊び場や交流の場の整備

保育所や幼稚園、学校などで行われる世代間交流を目的とした公共施設の開放、行事や取り組みを通じて、三世代が気軽に交流し合える場や機会を充実させます。

(4) 家庭や地域の教育力の向上

子どもが、自ら学び、主体的に判断して問題を解決する力を身につけるとともに、他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性を育てるため、学校、家庭、地域が連携し、地域における行事や体験活動を充実させます。

子ども・子育て支援事業とは

子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分けられます。

「子ども・子育て支援給付」とは、幼稚園、保育所など、乳幼児の子どもの教育・保育サービスを支給する制度です。「地域子ども・子育て支援事業」は幼稚園や保育所などで行うサービスを補う教育・保育サービスや情報提供・相談などの支援サービス、母子の健全な育成のための保健サービスなどを提供する事業です。

◆子ども・子育て支援給付

施設型給付			地域型保育給付			
幼稚園 3～5歳	保育所（園） 0～5歳	認定こども園 0～5歳	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業

◆地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑪放課後児童健全育成事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ③妊婦健康診査 | ⑬本制度に参入することを促進する事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑭子育て世帯訪問支援事業 |
| ⑤養育支援訪問事業 | ⑮児童育成支援拠点事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑯親子関係形成支援事業 |
| ⑦子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター） | ⑰妊婦等包括相談支援事業 |
| ⑧一時預かり事業 | ⑱乳児等通園支援事業
（こども誰でも通園制度） |
| ⑨時間外保育事業 | ⑲産後ケア事業 |
| ⑩病児病後児保育事業 | |

認定区分と提供施設

認定区分	保育の必要性	該当年齢	提供施設
1号認定子ども	なし	3歳以上未就学児童	幼稚園、認定こども園
2号認定子ども	あり	3歳以上未就学児童	保育所（園）、認定こども園
3号認定子ども	あり	3歳未満	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業

教育・保育の量の見込みと確保計画

認定区分	単位	令和7年度		令和11年度	
		量の見込み	確保計画	量の見込み	確保計画
1号認定子ども	人	15	49	6	49
2号認定子ども	人	37	54	18	54
3号認定子ども（0歳）	人	2	2	2	2
3号認定子ども（1歳）	人	9	8	5	8
3号認定子ども（2歳）	人	13	16	14	16

地域子ども・子育て支援事業の充実

支援事業	単位	令和7年度		令和11年度	
		量の見込み	確保計画	量の見込み	確保計画
1. 利用者支援事業 子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供および、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。	か所	1	1	1	1
2. 地域子育て支援拠点事業 乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	人回/月	90	90	60	60
3. 妊婦健康診査 妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査（①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導）を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	人/年	15	15	12	12
4. 乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。	人/年	15	15	10	10
5. 養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	人/年	2	2	2	2
6. 子育て短期支援事業 保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う短期入所生活支援事業および夜間養護等事業です。	人日/年	45	0	39	0
7. 子育て援助活動支援事業 乳幼児や小学生などの児童のいる家庭に対し、育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方が会員登録し、依頼会員、提供会員の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	人日/年	180	0	160	0
8. 一時預かり事業 家庭において保護を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育園、幼稚園、ファミリー・サポート・センターなどにおいて、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	人日/年	1,023	1,023	507	507
9. 時間外保育事業 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日時に、保育園において保育を実施する事業です。	人/年	15	15	15	15
10. 病児病後児保育事業 病児について、病院、保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育をする事業です。	人日/年	208	0	180	0
11. 放課後児童健全育成事業 保護者が労働などにより昼間いない家庭の小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。	人/年	22	25	21	25
12. 妊婦等包括相談支援事業 妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施する事業です。	回/年	15	15	10	10
13. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できる事業です。	人/年			108	0
14. 産後ケア事業 産後間もない母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう心身のケアや育児サポート等を行う事業です。	人日/年	2	2	2	2

第3期松崎町子ども・子育て支援事業計画 概要版